

## 五戸町議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五戸町議会政務活動費の交付に関する条例（令和6年五戸町条例第20号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、町長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に条例第5条第1項の政務活動費支出状況報告書（以下「支出状況報告書」という。）の写しを添えて提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする議員が議員でなくなったときは、その事由が発生した日から30日以内に、町長に対し、議長を経由して前項の交付申請書に条例第5条第1項の支出状況報告書の写しを添えて提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定の通知)

第3条 町長は、前条第1項若しくは第2項の規定による交付申請が適当であると認めるときは、政務活動費の交付決定及び額の確定を行い、議員若しくは議員であった者に対し、政務活動費交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求及び支払)

第4条 前条の規定による交付決定及び額の確定の通知があったときは、議員若しくは議員であった者は、町長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から30日以内に支払うものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条第1項又は第2項の規定により提出された政務活動費収支報告書の写しを町長に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出（条例第2条の規定により行った支出をいう。）について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書を議長に提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧等)

第7条 条例第10条第1項の規定による収支報告書等の閲覧の請求は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項の請求をしようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書(様式第4号)に必要な事項を記入しなければならない。

3 収支報告書等の閲覧は、議会事務局において、執務時間中にしなければならない。

4 収支報告書等は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

5 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

7 条例第10条第3項の議長が定める額は、五戸町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年議会告示第1号)第18条の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

五戸町長 様  
（五戸町議会議長経由）

五戸町議会議員 ⑩

政務活動費交付申請書

五戸町議会政務活動費の交付に関する規則第2条第 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度 分） 円

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

五戸町長

⑩

政務活動費交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請及び支出状況報告書の提出がありました政務活動費の交付について、下記のとおり確定したので、五戸町議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 交付確定額（ 年度 分） 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

五戸町長 様  
(五戸町議会議長経由)

五戸町議会議員 ⑩

政務活動費交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった政務活動費について、五戸町議会政務活動費の交付に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 \_\_\_\_\_ 円  
ただし、 年度 分

2 振込先

口座	銀行 信用金庫 農協		支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人			

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

五戸町議会議長 様

住所  
氏名

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

五戸町議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり収支報告書等の閲覧を請求します。

記

- 1 閲覧希望年月日 年 月 日
- 2 閲覧をしようとする収支報告書等  
年度分の 全部・一部  
( )

※ 特定の議員に係る政務活動費の収支報告書等の閲覧を請求するときは、その議員氏名を（ ）内に記入してください。